

# 人権週間特集

人権週間 12月4日～10日

『みんなで築こう 人権の世紀』  
～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

「人権」とは、誰もが生まれながらにして持っている“幸せに生きるための権利”であり、なくてはならないものです。

「人権」というと何か難しいものと考えてしまいがちですが、本当は誰にとっても大切なもので、相手の立場や気持ちを思いやることで守られるものなのです。

私たちは、誰もが幸せに暮らしたい、人間らしく生きたいと願っています。

人権週間をきっかけに、人を思いやる心について考えてみたいものです。

## 人権週間とは？

昭和23(1948)年12月10日、国際連合の第3回総会で「世界人権宣言」が採択されました。

国際連合はその日を記念し、毎年12月10日を「人権デー」と決めました。

日本では、毎年12月4日～10日までを「人権週間」として、さまざまな啓発活動を展開しています。

本市も関係機関との連携・協力により、積極的な啓発活動に取り組んでいます。

## 人権週間ニュース

### 〇きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～

今年は「出逢い」をテーマに、人とのつながりや人を思う気持ちが、人権を大切に作る心につながっていくことを、みなさんと一緒に考えたいと思います。

**とき** 平成21年12月12日(土) 午後2時30分～午後5時

**ところ** LICはびきの ホールM

- 【第1部】 羽曳野市立 高鷲北小学校 児童からの音楽の贈り物
- 【第2部】 基調講演 「取材現場から～私の出逢った人たち～」  
講師 家田 莊子(いえだ しょうこ)さん



家田 莊子

日本大学芸術学部放送学科卒業。現在、高野山大学大学院・文学研究科密教学専攻生。

これまで光の当たっていなかった世界や人々にスポットを当て、取材することによって社会問題を提起し続けている。女優業から作家に転職するまでOLの他、10以上の職業を経験する。作家になった頃から1日一人以上の取材をノルマにし、実行してきたため、女性の生き方、恋愛、事件、結婚、裏世界などの「現場の生の声」を膨大に蓄積している。常に弱者の立場にたって描き続けたノンフィクション作品の他にコミックの原作や恋愛エッセイ、小説にも定評があり、著作は123作品に及ぶ。

◆申し込み方法◆ しめきり12月10日(木)必着  
電話・ファクス・ハガキ(または封書)・Eメールにて随時申込受付します。

(電話以外の場合は、①氏名②住所③連絡先④年齢⑤参加希望人数を記載の上、お申し込みください。後日参加券を郵送します。) 定員400人(先着順)

◆申し込み・問い合わせ先◆

〒583-8585 羽曳野市誉田 4-1-1 羽曳野市役所人権推進課  
☎072-958-1111【内線1057】 FAX 072-958-8061  
E-mail jinkensuishin@city.habikino.osaka.jp

### 〇特設人権相談を開設します

1人で悩まないで。あなたの心に近づいて相談に応じます。

**日時**：12月18日(金)14:00～16:00

**場所**：市役所別館3階 第3会議室

**相談員**：羽曳野市人権擁護委員

**問合せ**：人権推進課 (内線1053・1054)

### 〇市役所コミュニティスクエアにて人権展を開催します

人権週間(12月4日～10日)に、人権に関する展示を行います。

(土・日をのぞく9:00～17:30)

**問合せ**：人権推進課 (内線1053・1054)

### 〇「とんぼりリバーウォーク」で啓発

1日人権擁護委員(オリックス バッファローズ選手)や人権擁護委員などが「人権週間」を呼びかけながら、啓発物品を配布します。

**日時**：12月4日(金) 13:00～14:30

**場所**：とんぼりリバーウォーク  
(道頓堀川遊歩道)

**問合せ**：大阪法務局人権擁護部  
(TEL 06-6942-9492)

### 〇「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

12月10日～16日

12月10日(木)～16日(水)は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。人権侵害問題に対する関心と認識を深めましょう。

## 「ハンセン病」のこと正しく理解しましょう！

—今年4月、『ハンセン病問題の解決の促進に関する法律』が施行されました—

ハンセン病はらい菌の感染によっておこる感染症です。感染・発病力は非常に弱く、早期発見と適切な治療で完治できる病気です。

しかし、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで、国による隔離政策によって、ハンセン病の患者や家族は地域社会で平穏に生活することを妨げられ、ハンセン病に対する周囲の偏見や誤解から、人権上の制限や差別などの大きな被害を受けてきました。

平成21年4月、国の誤った隔離政策によるハンセン病回復者

の被害回復を目的として、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。ハンセン病患者であった人々に対する差別と偏見のない社会を実現するための大切な法律です。

ハンセン病について正しい知識と理解を持つことは、一人ひとりが人権について考えていく上で、とても大切なことです。偏見や差別をなくす第一歩として、正しく理解しましょう。

※今月の「サラダボール」はお休みします。